

平成 25 年度 公社等経営評価委員会（第 2 回） 議事要旨

1 日 時 平成 25 年 7 月 11 日（木） 15 : 00 ~ 16 : 50

2 場 所 兵庫県庁 3 号館 7 階 参与員室

3 出席者

(1) 委員 佐竹委員長、中尾委員、中西委員、前田委員、茂木立委員、
吉田委員

(2) 兵庫県 谷口企画財政局長、人事課長、新行政課長、資金財産室長

4 議事要旨

団体及び県関係課から、団体の概要、実施事業の概要及び経営状況等について説明後、委員との質疑応答を実施。質疑応答の内容は次のとおり。

「 」は団体及び県関係課による回答を指す。

(1) (社福)兵庫県社会福祉協議会

- ・ 県の社会福祉協議会（以下「県社協」という。）と各市町の社会福祉協議会（以下「市町社協」という。）の関係はどのようになっているのか。事業は重複していないか。

県と市町の関係と同様、市町社協は住民に身近なところで活動し、県社協は市町の範囲を超えた広域的な活動や、市町社協への支援を行っており、役割分担のうえ活動している。

- ・ 生活福祉資金貸付事業において、審査等の事務は市町社協で実施しているのか。市町社協が申請を受け付け、形式的なチェックを行い、実質的な貸付決定は県社協が行う。貸付金の償還についても、県社協が市町社協の協力を得て、実施している。

- ・ 生活福祉資金貸付事業の償還率は低率にとどまっているが、償還の免除はどのような仕組みで行われるのか。

国が、借受人の死亡や破産など、法的に債権を回収できない場合の免除規定を設けており、その要件に合致するものを引当金計上し、免除している。

- ・ 県社協 2015 年計画の中間時点として、現状をどのように評価しているか。

人々の絆や地域のつながりが薄れてきた。これらを何とかしようとして策定したのが 2015 年計画であり、「ストップ・ザ・無縁社会」をキャッチフレーズ

に、事業に取り組んでいるところである。

(2) (公財)兵庫県人権啓発協会

- ・市町が実施する人権啓発事業と、協会が実施する事業が重複しているのではないか。

市町は、地域に密着して人権啓発を推進する役割を担い、協会は県から受託した事業や広域的な活動を行っている。また、人権啓発を推進する体制は市町ごとに異なっており、協会は、体制が弱い市町を補完する役割も担っている。

- ・人権に関する課題が変化する中で、施策が多様化しすぎているのではないか。めりはりをつけた活動が重要である。

- ・啓発ビデオを制作するにあたり、制作会社はどのように決定しているのか。

制作会社の選定にあたっては、コンペを実施しており、広告代理店やマスコミ関係者で構成する審査会において審査している。なお、よりよい作品をつくるため、25年度からは公募により制作会社を募集している。

(3) (公財)営林緑化労働基金

- ・退職一時金給付事業の加入事業体と林業従事者振動障害特殊健康診断事業の受診事業体は異なるのか。

退職一時金給付事業は、森林組合及びみどり公社のみ加入している。一方、林業従事者振動障害特殊健康診断事業は、その他の民間企業体も受け付けている。なお、退職一時金給付事業については、今後、加入実績のない林業事業体に加入を働きかけていく。

(4) (公財)豊かな海づくり協会

- ・平成 25 年 3 月、県資金管理委員会での議論を基に、「兵庫県及び関連公社等資金運用指針」が策定された。今後は、当該指針に基づいて各団体が改定する資金運用方針の定めるところに従い資金を運用する必要がある。

既に県が示した指針を基に協会の資金運用方針を改定しており、今後は同方針に基づき、資金運用を行う。

- ・埋め立てを行う際の漁業補償、栽培漁業に対する県の支援など、漁業従事者に対する支援が手厚すぎるのではないか。

公有水面は、土地と異なり私的な所有権を設定することができず、埋め立てにより漁業従事者の利益が損なわれることから、その損失が補償されている。

また、水産資源の増大に向け、基金を造成して栽培漁業を行う取組は、他の自治体においても同様に実施している。